

世帯調整(D1)

1	生活保護世帯・ひとり親世帯であって職業訓練等によって自立支援につながる場合	5	
2	生計中心者の失業の場合(解雇等によって失業保険を受給している場合)	15	
3	社会的擁護が必要と認められる場合	15	
4	育児休業を取得したため一時退園した後、育休対象児を含み同時に申込み場合(市内の認可保育施設に限る)	20	
5	兄弟姉妹の同時申込みの場合	新規(転園を含む) 同時申込人数分	
6	育児休業からの復職を前提としない場合	-100	D1合計
7	その他市長が認めた場合		

世帯調整(D2)

1	保護者が保育施設等で保育業務に従事している場合(内定を含む・市内外問わず)	6	
2	市外在住者で転入予定がない場合	-40	
3	正当な理由がなく保育料に滞納がある場合(卒園している児童分も含む。)	-50	
4	正当な理由がなく住民税等を申告していない場合	-30	D2合計
5	その他市長が認めた場合		

※滞納及び未申告に該当する場合は、他の調整区分は適用しない。

児童調整(E1)

1	子どもが障害を有する場合(手帳等を有するが、保育士の加配等によって集団保育が可能である子ども) ※施設によって受入人数に上限あり。	10	
2	地域型保育事業の卒園児(4月のみ適用)	50	E1合計
5	その他市長が認めた場合		

児童調整(E2)

1	保護者が産休・育児休業からの復帰予定の場合	10	
2	未入所の児童が在園中の兄弟姉妹と同一の施設等を希望する場合	6	
3	在園中の児童が兄弟姉妹同施設への転園希望の場合(4月入所のみ適用)	8	
4	市外保育施設から市内保育施設への転園を希望する場合(4月のみ適用)	20	
5	入園した当該年度内に転園を希望している場合	-40	
6	当該年度に内定結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(入所面接の辞退など)	-20	
7	当該年度に利用調整結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(利用開始直前での辞退など)	-50	
8	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週5日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	12	
9	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週4日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	8	
10	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週3日以上常時利用している場合(2か月以上の継続あり)	6	
11	認可保育園の卒園児(2歳児クラスまでの園) ※4月のみ適用	50	
12	同一施設内で、教育部分から保育部分へ変更継続利用を希望する場合(利用定員内の変更であり、施設の承認がある場合に限る。)	20	E2合計
13	その他市長が認めた場合		

利用調整は次のとおり行うこととする。

- 1 利用調整指数の高い者を優先する
- 2 上記で判定できない場合は、基本点の合計(A)の高い者を優先する
- 3 上記で判定できない場合は、基本指数の区分において次のとおり優先する  
社会的擁護>災害>就労(自営以外)>就学>就労(自営)>疾病・障害>介護・看護>出産>求職
- 4 上記で判定できない場合は、基本指数(C)の合計の高い者を優先する
- 5 上記で判定できない場合は、該当年度における保育料階層の低い者を優先する
- 6 上記で判定できない場合は、親族等における保育可能状況等で判断する
- 7 上記で判定できない場合は、保育料算定における課税額の少ない者を優先する
- 8 上記で判定できない場合は、利用調整会議において別途協議する